

神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理部会規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県衛生研究所環境安全管理規程第10条の規程に基づき設置された神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理部会（以下「動物実験部会」という。）の基本的事項を定めることにより、神奈川県衛生研究所（以下「研究所」という。）における実験動物を用いた研究並びに試験・検査が「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日施行。以下「基本指針」という。）及び「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号。以下「処分指針」という。）、神奈川県衛生研究所動物実験実施規程（以下「実施規程」という。）及び神奈川県衛生研究所実験動物管理運営規程（以下「管理運営規程」という。）の主旨に則り、適正に実施されることを目的とする。

(動物実験適正管理分科会の設置)

第2条 動物実験部会に動物実験適正管理分科会を設ける。分科会長は動物実験部会副部長とし、動物実験適正管理者を兼ねる。分科会のその他の構成員は部会員が兼ねる。

(動物実験適正管理分科会の業務)

第3条 動物実験適正管理分科会は、神奈川県衛生研究所動物実験環境安全管理要領（以下「動物実験要領」という。）、実施規程及び管理運営規程に即して実験動物及び動物実験施設の管理運営が安全かつ適正に行われていることを審議する。

(動物実験施設廃棄物適正処理分科会の設置)

第4条 動物実験部会に動物実験施設廃棄物適正処理分科会を設ける。分科会長は動物実験部会副部長とし、動物実験施設廃棄物適正処理管理者を兼ねる。分科会のその他の構成員は部会員が兼ねる。

(動物実験施設廃棄物適正処理分科会の業務)

第5条 動物実験施設廃棄物適正処理分科会は、神奈川県衛生研究所廃棄物等環境安全管理要領、動物実験要領及び管理運営規程に即して動物実験施設から排出される全ての廃棄物の処理が安全かつ適正に行われていることを審議する。

(業務組織)

第6条 研究所における動物実験施設管理業務、飼育管理業務及び動物実験の業務に従事

する者並びに各業務の管理を行う者の組織は図1のとおりとする。

(動物実験施設運営管理者の設置)

第7条 実施規程第3条第7号に定める動物実験施設運営管理者（以下「運営管理者」という。）は部会長が兼ね、動物実験施設における統括的な運営管理を行う。

(運営管理者の責務)

第8条 運営管理者は、研究所内で行われる実験動物の飼育管理に関する標準作業書を作成する。また、改善措置要請があった場合は、必要な措置を講ずる。

2 運営管理者は利用者に対して、関係法令・指針等及び研究所で定めた規程等について研修・教育を行う。

3 運営管理者は動物実験施設の設備の稼働状態を定期的に点検する。

(施設管理責任者の責務)

第9条 動物実験適正管理者は実施規程第3条第8号に定める施設管理責任者を兼ねる。

施設管理責任者は、運営管理者のもとで、動物実験施設の環境コントロールに係わる設備機器の総括的管理を行い、実施規程第3条第14号に定める施設管理担当責任者に管理業務の指示を行う。

2 施設管理責任者は、必要に応じ設備機器の改善を運営管理者に要請する。

(施設管理担当責任者の責務)

第10条 施設管理担当責任者は、施設管理責任者の指示のもと、実験動物飼育施設における空調設備、給水設備、排気処理施設及び排水処理施設の定期点検並びにメンテナンス等の管理・記録業務を行う。

(飼育管理責任者の責務)

第11条 動物実験適正管理者は実施規程第3条第9号に定める飼育管理責任者を兼ねる。

飼育管理責任者は、運営管理者のもとで、実験動物の飼育方法及び環境条件の基準を設定し、実施規程第3条第11号に定める飼育管理担当責任者に指示を行う。

2 飼育管理責任者は、必要に応じ設備機器の改善を運営管理者に要請する。

(飼育管理担当責任者の責務)

第12条 飼育管理担当責任者は、飼育管理責任者の指示のもと、実験動物の飼育管理作業及び飼育施設の温・湿度、給・排気、給・排水を点検し、記録する。

(動物実験部会の所掌)

第13条 動物実験部会は、実施規程及び管理運営規程に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施規程及び管理運営規程に則り、施設内の各区分で飼育できる実験動物を決定すること。
- (2) 動物実験施設利用者登録の申請の妥当性を審査すること。審査に当たっては、法飼養保管基準、「神奈川県衛生研究所における動物実験の倫理指針」などの関係規程を遵守すること。
- (3) 動物実験責任者から提出された動物実験計画の妥当性を審査すること。審査に当たっては、法、飼養保管基準、「神奈川県衛生研究所における動物実験の倫理指針」などの関係規程を遵守すること。審査結果は所長に報告し、実施規程第3条第5号に定める動物実験責任者に通知すること。
- (4) 利用者の行う実験操作が、研究所の定めた指針、マニュアル、操作手順書に適合していることを確認し、必要に応じて利用者、飼育担当者に指導的助言を行うこと。
- (5) 利用者の行う実験操作に、研究所の定めた指針、マニュアル、操作手順書、各種法令の逸脱又は違反があった場合は指導的改善命令を行うこと。
- (6) 研究所で実施される動物実験の実施記録の管理方法及び保管場所を定め、その管理を行うこと。
- (7) 職員等に対し、法、指針、規程等への適合性に関する自己点検・評価に必要な資料の提出を求め、「動物実験に関する自己点検・評価報告書」(様式1)により自己点検・評価を実施し、その結果を所長に報告すること。
- (8) 所内外の関連法規等に照らし、本規程、実施規程又は管理運営規程の改定が必要とされたときは、改定内容を検討し、検討結果については動物実験部会の意見として所長に提出すること。所長の承認を得たうえは、その改定を行うこと。
- (9) 地震、火災その他の緊急事態が発生した場合の対応策を作成し、緊急事態発生時の指示命令系統を周知徹底すること。
- (10) その他、動物実験の適正な管理及び動物実験施設の適正な運営のために必要な事項を審議・検討し、実施すること。

(動物実験部会の開催)

第14条 部会長は、少なくとも年に1回、部会を招集し、開催する。

2 部会は電子メール会議に代えることができる。

附則

1. 本規程は平成29年3月15日から施行する。